

# 第 3 部 資 料 編

# 1 特別支援教育振興のための施策

## (1) 特別支援教育関係文部科学省著作教科書一覧－平成28年度使用－

### 特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）

国語	国語	1年1・2・3	2年1・2・3	3年1・2・3・4	4年1・2・3・4	5年1・2・3・4	6年1・2・3・4
社会	社会			3～4年1・2・3・4・5		5年1・2・3・4・5・6・7	6年1・2・3・4・5・6・7
算数	算数	1年1・2・3・4・5・6・7・8・9	2年1・2・3・4・5・6・7・8 珠算編1・2・3・4	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11	4年1・2・3・4・5・6・7・8・10・11・12	5年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12	6年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
理科	理科			3年1・2・3・4	4年1・2・3・4・5	5年1・2・3・4・5	6年1・2・3・4・5

### 特別支援学校中学部視覚障害者用（点字版）

国語	国語	1年1・2・3・4・5・6	2年1・2・3・4・5・6	3年1・2・3・4・5・6
社会	社会 (地理的分野)	1～2年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12		
	社会 (歴史的分野)	1～3年1・資料編1 2・3・4・5・6・7・8・9(資料編2)		
	社会 (公民的分野)			3年1・2・3・4・5・6・7・8・9
数学	数学	1年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10	2年1・2・3・4・5・6・7	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
理科	理科	1年1・2・3・4・5・6・7・8・9	2年1・2・3・4・5・6・7・8・9	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
外国語	英語	1年1・2・3・4・5 資料編1・2・3・4・5・6	2年1・2・3・4・5 資料編1・2・3・4・5・6	3年1・2・3・4・5・6・7 資料編1・2・3・4・5・6

### 特別支援学校小学部聴覚障害者用

国語	言語指導	ことばのべんきょう	1年上・下	2年上・下	3年上・下			
		ことばの練習				4年	5年	6年
音楽	音楽	たのしいおんがく	1年	2年				
		音楽			3年	4年	5年	6年

### 特別支援学校中学部聴覚障害者用

国語	言語	1～3年
----	----	------

### 特別支援学校小学部知的障害者用

国語	こくご	1～6年☆☆☆☆
算数	さんすう	1～6年☆☆☆☆(1)・☆☆☆☆(2)・☆☆☆☆
音楽	おんがく	1～6年☆☆☆☆

### 特別支援学校中学部知的障害者用

国語	国語	1～3年☆☆☆☆
数学	数学	1～3年☆☆☆☆
音楽	音楽	1～3年☆☆☆☆

## (2) 特別支援教育関係文部科学省著作指導書等一覧

### ① 学習指導要領解説

書名	発行者	定価	発行年
特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）	教育出版	486円	平成21年
特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）	海文堂出版	799円	平成22年
特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編	海文堂出版	216円	平成21年

### ② 教科書指導書

書名	発行者	定価	発行年
(特別支援学校（聴覚障害）用)			
国語科教科書指導書－聾学校小学部1年用	東山書房	1,298円	平成7年
国語科教科書指導書－聾学校小学部2年用	慶應義塾大学出版会	1,416円	平成8年
国語科教科書指導書－聾学校小学部3年用	教育出版	1,882円	平成9年
国語科教科書解説－聾学校小学部4年生用	東京書籍	2,678円	平成15年
国語科教科書解説－聾学校小学部5年生用	東京書籍	2,754円	平成15年
国語科教科書解説－聾学校小学部6年生用	東京書籍	2,754円	平成15年
聾学校中学部国語（言語編）教科書解説	東京書籍	2,214円	平成15年
(特別支援学校（知的障害）用)			
こくご☆ こくご☆☆ こくご☆☆☆ 教科書解説	教育出版	1,404円	平成23年
さんすう☆ さんすう☆☆ さんすう☆☆☆ 教科書解説	教育出版	1,361円	平成23年
おんがく☆ おんがく☆☆ おんがく☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	2,750円	平成23年
おんがく☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,367円	平成23年
おんがく☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,403円	平成23年
おんがく☆☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,379円	平成23年
国語☆☆☆☆ 教科書解説	佐伯印刷	1,263円	平成24年
数学☆☆☆☆ 教科書解説	佐伯印刷	1,878円	平成24年
音楽☆☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	1,684円	平成24年
音楽☆☆☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	2,689円	平成24年

### ③ 手引書

書名	発行者	定価	発行年
点字学習指導の手引（平成15年改訂版）	日本文教出版	1,409円	平成15年
聴覚障害教育の手引ー多様なコミュニケーション手段とそれを活用した指導ー	海文堂出版	899円	平成7年
遊びの指導の手引	慶應義塾大学出版会	1,049円	平成5年
日常生活の指導の手引（改訂版）	慶應義塾大学出版会	996円	平成6年
改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A	佐伯印刷	1,512円	平成24年

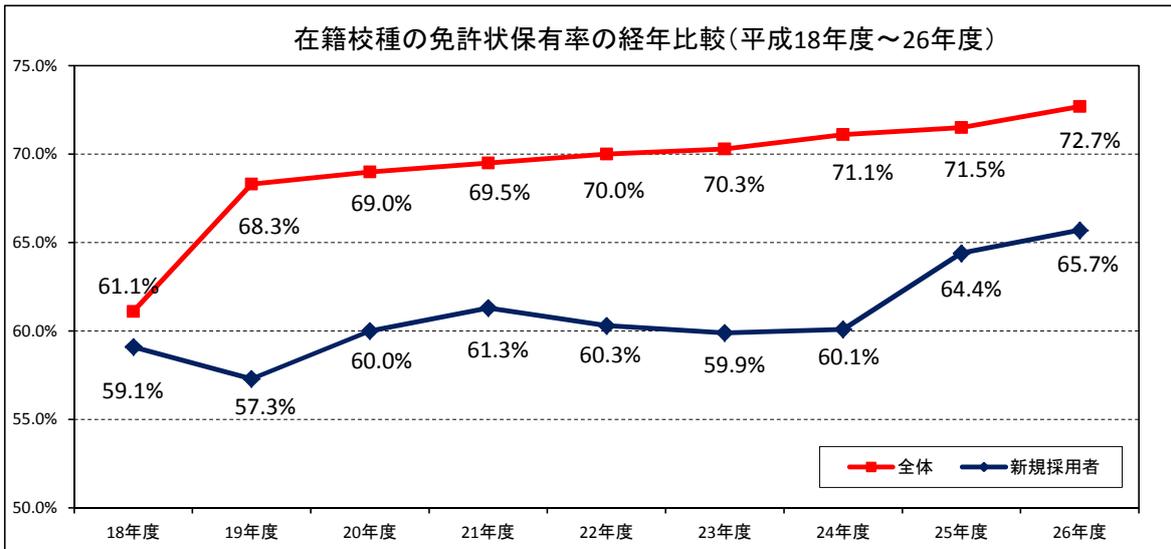
### ④ その他

書名	発行者	定価	発行年(月)
季刊特別支援教育	東洋館出版社	通常 734円	3, 6, 9, 12月
盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について	ジアース教育新社	1,620円	平成17年

（定価は全て税込み価格）

## 2 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

### 特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較



※ 18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

(全体)

平成26年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数 (人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	946	35.4%	568	21.3%	1,514	56.7%	723	27.1%	2	0.1%	430	16.1%	2,669
聴覚障害教育	1,850	48.1%	25	0.6%	1,875	48.7%	1,171	30.4%	3	0.1%	798	20.7%	3,847
知的障害教育	31,805	75.1%	28	0.1%	31,833	75.2%	534	1.3%	44	0.1%	9,922	23.4%	42,333
肢体不自由教育	9,513	74.0%	142	1.1%	9,655	75.1%	326	2.5%	8	0.1%	2,875	22.3%	12,864
病弱教育	1,955	72.7%	2	0.1%	1,957	72.8%	143	5.3%	3	0.1%	586	21.8%	2,689
合計	46,069	71.5%	765	1.2%	46,834	72.7%	2,897	4.5%	60	0.1%	14,611	22.7%	64,402

(新規採用者)

平成26年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数 (人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	18	20.9%	25	29.1%	43	50.0%	20	23.3%	0	0.0%	23	26.7%	86
聴覚障害教育	49	31.2%	3	1.9%	52	33.1%	51	32.5%	0	0.0%	54	34.4%	157
知的障害教育	1,528	68.6%	2	0.1%	1,530	68.7%	13	0.6%	2	0.1%	681	30.6%	2,226
肢体不自由教育	400	63.8%	9	1.4%	409	65.2%	13	2.1%	3	0.5%	202	32.2%	627
病弱教育	53	64.6%	0	0.0%	53	64.6%	8	9.8%	0	0.0%	21	25.6%	82
合計	2,048	64.4%	39	1.2%	2,087	65.7%	105	3.3%	5	0.2%	981	30.9%	3,178

- ・ 自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条に規定)及び特別支援学校の自立活動教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条の2に規定)を指す。
- ・ 本調査の対象教員は、平成25年度学校基本調査による、国公立の特別支援学校における本務教員のうちの教諭(主幹教諭、指導教諭、教諭)とする。

(参考)特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%	32.4%	32.4%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%	26.5%	26.4%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%	30.5%	30.5%

3 特別支援教育関係教員養成大学等一覧

(1) 特別支援学校教諭免許状の課程認定を有する大学一覧

(平成27年4月1日現在)

通学課程

専修免許状

No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	認定を受けている特別支援教育領域							
							視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者			
1	北海道	国立	北海道大学	教育学院	教育学専攻				○					
2			北海道教育大学	教育学研究科	学校教育専攻				○	○				
3		私立	北翔大学	生涯学習学研究所	生涯学習学専攻				○	○	○			
4	青森県	国立	弘前大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修			○	○	○			
5	岩手県	国立	岩手大学	教育学研究科	学校教育実践専攻					○	○			
6	宮城県	国立	宮城教育大学	教育学研究科	特別支援教育専攻		○	○	○	○	○			
7		私立	東北福祉大学	教育学研究科	教育学専攻			○	○	○	○			
8	秋田県	国立	秋田大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修			○					
9	山形県	国立	山形大学	教育実践研究科(修士課程)	教職実践専攻				○	○	○			
10	福島県	国立	福島大学	人間発達文化研究科	教職教育専攻				○	○	○			
11	茨城県	国立	茨城大学	特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻				○	○	○			
12				教育学研究科	障害児教育専攻					○	○	○		
13				筑波大学	人間総合科学研究科	障害科学専攻			○	○	○	○	○	
14	栃木県	国立	宇都宮大学	教育学研究科	学校教育専攻				○	○	○			
15	群馬県	国立	群馬大学	特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻				○	○	○			
16				教育学研究科	障害児教育専攻				○	○	○	○		
17	埼玉県	国立	埼玉大学	教育学研究科	特別支援教育専攻				○	○	○			
18	千葉県	国立	千葉大学	特別支援教育特別専攻科	知的障害専攻				○	○	○			
19				教育学研究科	学校教育科学専攻					○				
20	東京都	国立	東京学芸大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻				○	○	○			
21				教育学研究科	特別支援教育専攻			○	○	○	○	○		
22		私立	帝京大学	教職研究科	教職実践専攻				○	○	○			
23				東洋大学	文学研究科	教育学専攻				○	○	○		
24				明治学院大学	心理学研究科	心理学専攻				○	○	○		
25	明星大学	教育学研究科(博士前期課程)	教育学専攻					○	○	○				
26	神奈川県	国立	横浜国立大学	教育学研究科	教育実践専攻				○	○	○			
27		私立	鎌倉女子大学	児童学研究科	児童学専攻				○	○	○			
28	新潟県	国立	新潟大学	教育学研究科	学校教育専攻	障害児教育分野			○	○	○			
29				上越教育大学	学校教育研究科	学校教育専攻			○	○	○	○		
30	富山県	国立	富山大学	人間発達科学研究科	発達教育専攻				○	○	○			
31	石川県	国立	金沢大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻				○	○	○			
32	福井県	国立	福井大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修				○	○	○		
33					教職開発専攻						○	○	○	
34	山梨県	国立	山梨大学	特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻	Ｂコース			○	○				
35				教育学研究科	教育支援科学専攻(修士課程)						○	○		
36	長野県	国立	信州大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修			○	○	○			
37	岐阜県	国立	岐阜大学	教育学研究科	教職実践開発専攻				○	○	○			
38					心理発達支援専攻						○	○	○	
39	静岡県	国立	静岡大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻				○	○	○			
40	愛知県	国立	愛知教育大学	教育学研究科	特別支援教育科学専攻				○	○	○			
41	三重県	国立	三重大学	教育学研究科	教育科学専攻				○	○	○			
42	滋賀県	国立	滋賀大学	特別支援教育専攻科	障害児教育専攻				○	○	○			
43				教育学研究科	障害児教育専攻	障害児教育専修				○	○	○		
44	京都府	国立	京都教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻				○	○	○			
45				教育学研究科	障害児教育専攻	障害児教育専修				○	○	○		
46	大阪府	国立	大阪教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	専修免コース	○	○	○	○	○			
47				教育学研究科	特別支援教育専攻			○	○	○	○	○		
48	兵庫県	国立	兵庫教育大学	学校教育研究科	特別支援教育専攻		○	○	○	○	○			
49				神戸大学	人間発達環境学研究所(博士課程前期課程)	人間発達専攻				○	○	○		
50	奈良県	国立	奈良教育大学	特別支援教育特別専攻科	情緒障害・発達障害教育専攻		○	○	○	○	○			
51				教育学研究科	学校教育専攻					○	○	○		
52	和歌山県	国立	和歌山大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修			○	○	○			
53	鳥取県	国立	鳥取大学	地域学研究科	地域教育専攻				○	○	○			
54	鳥根県	国立	鳥根大学	教育学研究科	教育実践開発専攻				○	○	○			
55	岡山県	国立	岡山大学	教育学研究科	発達支援学専攻				○	○	○			
56					私立	川崎医療福祉大学	医療福祉学研究科	医療福祉学専攻		○		○	○	○
57							就実大学	教育学研究科	教育学専攻				○	○

58	広島県	国立	広島大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	特別支援教育 コーディネーターコース	○	○	○			
59				教育学研究科	特別支援教育学専攻		○	○	○	○	○	
60	山口県	国立	山口大学	教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修			○	○	○	
61	徳島県	国立	鳴門教育大学	学校教育研究科	特別支援教育専攻				○	○	○	
62	香川県	国立	香川大学	教育学研究科	特別支援教育専攻	特別支援教育 コーディネーター専修			○	○	○	
63						特別支援教育専修			○	○	○	
64	愛媛県	国立	愛媛大学	教育学研究科	特別支援教育専攻	特別支援学校教育専修		○	○			
65						特別支援教育 コーディネーター専修			○			
66	高知県	国立	高知大学	総合人間自然科学研究科	教育学専攻				○	○	○	
67	福岡県	国立	福岡教育大学	教育学研究科	教育科学専攻				○	○	○	
68	佐賀県	国立	佐賀大学	教育学研究科	学校教育専攻				○	○	○	
69	長崎県	国立	長崎大学	教育学研究科	教職実践専攻				○	○	○	
70	熊本県	国立	熊本大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	専修免許状取得コース			○	○	○	
71				教育学研究科	学校教育実践専攻	特別支援教育教育専修			○	○	○	
72		私立	九州ルーテル学院大学	人文学研究科	障害心理学専攻				○	○	○	
73	大分県	国立	大分大学	教育学研究科	学校教育専攻				○	○	○	
74	宮崎県	国立	宮崎大学	教育学研究科	学校教育支援専攻				○	○	○	
75					教職実践開発専攻				○	○	○	
76	鹿児島県	国立	鹿児島大学	教育学研究科	教育実践総合専攻				○	○	○	
77	沖縄県	国立	琉球大学	教育学研究科	特別支援教育専攻				○	○	○	

一種免許状(大学卒業程度)

No.	都道府県名	国公私	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	認定を受けている特別支援教育領域						
							視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者		
1	北海道	国立	北海道大学	教育学部	教育学科	養護学校コース			○				
2			北海道教育大学	教育学部	教員養成課程				○	○	○		
3					国際地域学科	地域教育専攻			○				
4			公立	名寄市立大学	保健福祉学部	社会福祉学科				○	○	○	
5		私立	札幌大学	地域共創学群	人間社会学域	スポーツ文化専攻				○	○	○	
6					札幌学院大学	人文学部	人間科学科				○	○	○
7					道都大学	社会福祉学部	社会福祉学科				○	○	○
8					藤女子大学	人間生活学部	保育学科				○	○	○
9					北翔大学	教育文化学部	教育学科				○	○	○
10						生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科				○	○	○
11					北星学園大学	社会福祉学部	福祉心理学科				○	○	○
12							福祉臨床学科				○	○	○
13					北海道医療大学	看護福祉学部	臨床福祉学科				○	○	○
14					北海道文教大学	人間科学部	こども発達学科				○	○	○
15	青森県	国立	弘前大学	教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教育専攻・ 中学校教育専攻・ 障害児教育専攻			○	○	○		
16		私立	弘前学院大学	社会福祉学部	社会福祉学科				○	○	○		
17	岩手県	国立	岩手大学	教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教育コース・ 中学校教育コース・ 障害児教育コース			○	○	○		
18	宮城県	国立	東北大学	教育学部	教育科学科				○	○	○		
19					宮城教育大学	教育学部	初等教育教員養成課程		○	○	○	○	
20							中等教育教員養成課程		○	○	○	○	
21							特別支援教育教員養成課程		○	○	○	○	
22		私立	仙台大学	体育学部	健康福祉学科				○	○	○		
23	東北福祉大学	教育学部	教育学科	初等教育専攻			○	○	○	○			
24	秋田県	国立	秋田大学	教育文化学部	学校教育課程	教科教育実践選修・ 障害児教育選修・ 発達科学選修			○	○	○		
25	山形県	国立	山形大学	地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース			○	○	○		
26	福島県	国立	福島大学	人文社会学群	人間発達文化学類				○	○	○		
27	茨城県	国立	茨城大学	特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻				○	○	○		
28				教育学部	学校教育教員養成課程	学校教育コース・養護 学校教育コース				○	○	○	
29				筑波大学	人間学群	障害科学類		○	○	○	○	○	
30		人間総合科学研究科	障害科学専攻				○	○	○	○	○		
31		生涯発達専攻						○	○	○	○		
32		私立	茨城キリスト教大学	文学部	児童教育学科	児童教育専攻			○	○	○		
33	栃木県	国立	宇都宮大学	教育学部	学校教育教員養成課程				○	○	○		
34		私立	作新学院大学	人間文化学部	人間文化学科	発達教育専攻			○				

35	群馬県	国立	群馬大学	特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻			○	○	○	○			
36				教育学部	学校教育教員養成課程			○	○	○	○			
37		私立	群馬医療福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻			○	○	○			
38				高崎健康福祉大学	人間発達学部	子ども教育学科			○	○	○			
39			東京福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科			○	○	○				
40	埼玉県	国立	埼玉大学	教育学部	学校教育教員養成課程				○	○	○			
41				私立	十文字学園女子大学	人間生活学部	児童教育学科				○	○	○	
42		聖学院大学	人間福祉学部			こども心理学科				○	○	○		
43				文教大学	教育学部	学校教育課程				○	○	○		
44	千葉県	国立	千葉大学	特別支援教育特別専攻科	知的障害専攻				○	○	○			
45				教育学部	小学校教員養成課程					○	○	○		
46					中学校教員養成課程						○	○	○	
47					特別支援教育教員養成課程						○	○	○	
48					幼稚園教員養成課程						○	○	○	
49					養護教諭養成課程						○	○	○	
50		私立	植草学園大学	発達教育学部	発達支援教育学科					○	○	○		
51				淑徳大学	総合福祉学部	教育福祉学科	学校教育コース				○	○	○	
52	聖徳大学			児童学部	児童学科	昼間主コース					○	○	○	
53	東京都	国立	東京学芸大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻			○	○	○	○			
54				教育学部	初等教育教員養成課程					○	○	○	○	
55					中等教育教員養成課程						○	○	○	
56					特別支援教育教員養成課程						○	○	○	
57					養護教育教員養成課程						○	○	○	
58		私立	順天堂大学	スポーツ健康科学部	健康学科					○	○	○		
59				白梅学園大学	子ども学部	発達臨床学科					○	○	○	
60				創価大学	教育学部	児童教育学科					○	○	○	
61				帝京大学	教育学部	初等教育学科					○	○	○	
62				帝京平成大学	現代ライフ学部	児童学科					○	○	○	
63				東京家政大学	子ども学部	子ども支援学科					○	○	○	
64				東京成徳大学	応用心理学部	福祉心理学科					○	○	○	
65				東洋大学	文学部第一部	教育学科	人間発達専攻					○	○	○
66					文学部第二部	教育学科						○	○	○
67		日本社会事業大学	社会福祉学部	福祉援助学科			○							
68	明治学院大学	社会学部	社会福祉学科						○	○	○			
69		心理学部	教育発達学科						○	○	○			
70	明星大学	教育学部	教育学科						○	○	○			
71	立正大学	社会福祉学部	社会福祉学科						○	○	○			
72	早稲田大学	教育学部	教育学科	教育学専攻					○	○	○			
73	神奈川県	国立	横浜国立大学	教育人間科学部	学校教育課程			○	○	○	○			
74				私立	鎌倉女子大学	児童学部	児童学科				○	○	○	
75		田園調布学園大学	人間福祉学部			心理福祉学科					○	○	○	
76	新潟県	国立	新潟大学	教育学部	学校教員養成課程				○	○	○			
77				上越教育大学	学校教育研究科	学校教育専攻		○	○	○	○	○		
78	富山県	国立	富山大学	人間発達科学部	発達教育学科				○	○	○			
79	石川県	国立	金沢大学	人間社会学域	学校教育学類			○	○	○				
80				私立	金沢星稜大学	人間科学部	スポーツ学科				○	○	○	
81		金城大学	社会福祉学部			社会福祉学科	社会福祉専攻				○	○	○	
82	福井県	国立	福井大学	教育地域科学部	学校教育課程				○	○	○			
83	山梨県	国立	山梨大学	特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻	Aコース				○	○			
84				教育人間科学部	学校教育課程						○	○	○	
85	長野県	国立	信州大学	教育学部	特別支援学校教員養成課程				○	○	○			
86				私立	長野大学	社会福祉学部	社会福祉学科				○	○	○	
87	岐阜県	国立	岐阜大学	教育学部	特別支援学校教員養成課程				○	○	○			
88				私立	岐阜聖徳学園大学	教育学部	学校教育課程				○	○	○	
89		東海学院大学	人間関係学部			子ども発達学科					○	○	○	
90	静岡県	国立	静岡大学	教育学部	学校教育教員養成課程					○	○			
91				私立	常葉大学	教育学部	初等教育課程					○	○	
92		浜松学院大学	現代コミュニケーション学部			子どもコミュニケーション学科					○	○	○	

93	愛知県	国立	愛知教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻			○	○	○	
94				教育学部	初等教育教員養成課程		○	○	○	○	○
95				中等教育教員養成課程		○	○	○	○	○	
96				特別支援学校教員養成課程		○	○	○	○	○	
97		養護教諭養成課程		○	○	○	○	○			
98		私立	愛知学院大学	心身科学部	心理学科			○	○	○	
99			愛知淑徳大学	文学部	教育学科			○	○	○	
100	中部大学		現代教育学部	児童教育学科			○	○	○		
101	同朋大学		社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻		○	○	○		
102	日本福祉大学		子ども発達学部	心理臨床学科			○	○	○		
103	三重県	国立	三重大学	教育学部	学校教育教員養成課程			○	○	○	
104		私立	皇學館大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
105	滋賀県	国立	滋賀大学	特別支援教育専攻科	障害児教育専攻			○	○	○	
106				教育学部	学校教育教員養成課程			○	○	○	
107		私立	びわこ学院大学	教育福祉学部	スポーツ教育学科			○	○	○	
109	京都府	国立	京都大学	教育学部	教育科学科			○	○	○	
108			京都教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻			○	○	○	
110			教育学部	学校教育教員養成課程	発達教育系・言語・社会教育系・数理・自然教育系・生活・技術教育系・体育・芸術教育系				○	○	○
			111	私立	大谷大学	文学部	教育・心理学科			○	○
112		花園大学	社会福祉学部	臨床心理学科			○	○	○		
113		佛教大学	教育学部	教育学科			○	○	○		
114		立命館大学	産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻・メディア社会専攻・人間福祉専攻・スポーツ社会専攻			○	○	○	
115	龍谷大学	社会学部	臨床福祉学科				○	○	○		
116	大阪府	国立	大阪教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	一種免コース		○	○	○	
117				教育学部第一部	特別支援教育教員養成課程		○	○	○	○	○
118		私立	関西福祉科学大学	特別支援教育専攻科				○	○	○	
119			大阪大谷大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
120			大阪総合保育大学	児童保育学部	児童保育学科			○	○	○	
121			大阪体育大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
122			大阪人間科学大学	人間科学部	社会福祉学科			○	○	○	
123			梅花女子大学	心理こども学部	心理学科			○	○	○	
124			プール学院大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
125			大和大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
126	兵庫県	国立	神戸大学	発達科学部	人間形成学科			○	○	○	
127			兵庫教育大学	学校教育研究科	特別支援教育専攻		○	○	○	○	
128		私立	芦屋大学	臨床教育学部	児童教育学科			○	○	○	
129			関西国際大学	教育学部	教育福祉学科	こども学専攻			○	○	○
130				人間科学部	人間心理学科			○	○	○	
131			関西学院大学	教育学部	教育学科			○	○	○	
132			神戸親和女子大学	発達教育学部	児童教育学科			○	○	○	
133	武庫川女子大学	文学部	教育学科			○	○	○			
134	奈良県	国立	奈良教育大学	特別支援教育特別専攻科	情緒障害・発達障害教育専攻			○	○	○	
135				教育学部	学校教育教員養成課程			○	○	○	
136		私立	畿央大学	教育学部	現代教育学科			○	○	○	
137	和歌山県	国立	和歌山大学	特別支援教育特別専攻科	発達障害教育専攻			○	○	○	
138				教育学部	学校教育教員養成課程	教育科学コース・教科教育コース			○	○	○
139	鳥取県	国立	鳥取大学	地域学部	地域教育学科			○	○	○	
140	島根県	国立	島根大学	教育学部	学校教育課程			○	○	○	
141	岡山県	国立	岡山大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻			○	○	○	
142				教育学部	学校教育教員養成課程			○	○	○	
143				養護教諭養成課程				○	○	○	
144		私立	川崎医療福祉大学	医療福祉学部	医療福祉学科			○	○	○	
145			くらしき作陽大学	子ども教育学部	子ども教育学科			○	○	○	
146			就実大学	教育学部	教育心理学科			○	○	○	
147			ノートルダム清心女子大学	人間生活学部	児童学科			○	○	○	
148	広島県	国立	広島大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	知的障害領域コース		○	○	○	
149				教育学部	第一類(学校教育系)		○	○	○	○	○
150		公立	福山市立大学	教育学部	児童教育学科			○	○	○	



## (2) 特別支援教育関係研究機関等一覧 (平成28年4月現在)

## ○国立研究所

名称	設立・改組年月日
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	昭和46. 10. 1 平成13. 4. 1 独立行政法人化

## ○大学院

名称	設立・改組年月日
北海道教育大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (特別支援教育分野)	平成20. 4. 1
弘前大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (特別支援教育分野)	平成25. 4. 1
弘前大学大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター	平成26. 4. 1
岩手大学大学院教育学研究科学校教育実践専攻 (特別支援教育コース)	平成21. 4. 1
宮城教育大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻	平成20. 4. 1
秋田大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (発達教育・特別支援教育コース)	平成28. 4. 1
山形大学大学院教育実践研究科教職実践専攻 (特別支援教育分野)	平成26. 4. 1
福島大学大学院人間発達文化研究科教職教育専攻	平成21. 4. 1
福島大学大学院人間発達文化研究科学校臨床心理専攻	平成21. 4. 1
茨城大学大学院教育学研究科障害児教育専攻	昭和63. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学研究科障害科学専攻	平成25. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達科学専攻	平成20. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学研究科生涯発達専攻	平成20. 4. 1
筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻	平成26. 4. 1
宇都宮大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (特別支援教育コース)	平成27. 4. 1
群馬大学大学院教育学研究科障害児教育専攻	平成18. 4. 1
埼玉大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (発達臨床支援高度化コース)	平成28. 4. 1
千葉大学大学院教育学研究科学校教育専攻	平成28. 4. 1
千葉大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻	平成28. 4. 1
千葉大学子どものこころの発達教育研究センター	平成27. 4. 1
東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学校教育専攻 (発達支援講座)	平成8. 4. 1
東京学芸大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻	平成16. 4. 1
横浜国立大学大学院教育学研究科教育実践専攻	平成23. 4. 1
新潟大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (特別支援教育分野)	昭和59. 4. 1
上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育専攻 (特別支援教育コース)	平成20. 4. 1
富山大学大学院人間発達科学研究科発達教育専攻	平成23. 4. 1
金沢大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (特別支援教育コース)	平成21. 4. 1
福井大学大学院教育学研究科学校教育専攻	平成20. 4. 1
福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (教職大学院)	平成20. 4. 1
山梨大学大学院教育学研究科教育支援科学専攻	平成22. 4. 1
信州大学大学院教育学研究科学校教育専攻	平成28. 4. 1
岐阜大学大学院教育学研究科心理発達支援専攻	平成20. 4. 1
岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻 (特別支援教育コース)	平成27. 4. 1
愛知教育大学大学院教育学研究科特別支援教育科学専攻	昭和54. 4. 1
三重大学大学院教育学研究科教育科学専攻	平成24. 4. 1
滋賀大学大学院教育学研究科障害児教育専攻	平成3. 4. 1
京都教育大学大学院教育学研究科障害児教育専攻	平成2. 4. 1
大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科小児発達学専攻	平成24. 4. 1
大阪教育大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻	昭和51. 4. 1
兵庫教育大学大学院学校教育研究科特別支援教育専攻	平成23. 4. 1
奈良教育大学大学院教育学研究科人間発達専攻 (発達教育臨床専修)	平成28. 4. 1
奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (特別支援教育コース)	平成28. 4. 1
鳥取大学大学院地域学研究科地域教育専攻 (特別支援教育コース)	平成19. 4. 1
島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻	平成20. 4. 1
島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻 (教職大学院)	平成28. 4. 1
岡山大学大学院教育学研究科発達支援学専攻 (特別支援教育コース)	平成20. 4. 1
広島大学大学院教育学研究科学習開発学専攻	平成28. 4. 1
広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (教職大学院)	平成28. 4. 1
鳴門教育大学大学院学校教育研究科特別支援教育専攻	昭和61. 4. 1
香川大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (特別支援教育コーディネーターコース)	平成28. 4. 1
愛媛大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻	平成17. 4. 1
高知大学大学院総合人間自然科学研究科教育学専攻 (特別支援教育コース)	平成20. 4. 1
福岡教育大学大学院教育学研究科教育科学専攻 (学校教育創造コース特別支援教育領域)	平成28. 4. 1
佐賀大学大学院学校教育学研究科教育実践探究専攻 (子ども支援探究コース)	平成28. 4. 1
長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (子ども理解・特別支援教育実践コース)	平成26. 4. 1
熊本大学大学院教育学研究科学校教育実践専攻	平成21. 4. 1
大分大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (学校教育コース)	平成4. 4. 1
宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻 (教育臨床心理専修)	平成20. 4. 1
鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践総合専攻	平成21. 4. 1
琉球大学大学院教育学研究科特別支援教育専攻	平成18. 4. 1

## ○国立大学法人附属教育研究施設等

名称	設立・改組年月日
北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター	平成19. 4. 1
宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター	平成16. 9. 15
宮城教育大学しょうがい学生支援室	平成21. 3. 11
秋田大学教育文化学部附属教育実践研究支援センター	平成22. 4. 1
山形大学地域教育文化学部附属教職研究総合センター	平成21. 10. 1
福島大学総合教育研究センター	平成17. 4. 1
茨城大学教育学部附属教育実践総合センター	昭和53. 4. 1
茨城大学大学院教育学研究科臨床心理相談室	平成24. 4. 1
筑波大学特別支援教育研究センター	平成16. 4. 1
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター	昭和63. 4. 1
群馬大学教育学部附属学校教育臨床総合センター	平成13. 4. 1
埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
埼玉大学教育学部附属特別支援教育臨床研究センター	平成28. 4. 1
千葉大学教育学部附属教員養成開発センター	平成25. 4. 1
東京学芸大学教育実践研究支援センター	平成16. 4. 1
お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター	平成16. 4. 1
お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所	平成28. 4. 1
横浜国立大学大学院教育学研究科教育相談・支援総合センター	平成16. 4. 1
上越教育大学特別支援教育実践研究センター	昭和62. 4. 1
上越教育大学心理教育相談室	平成12. 12. 14
富山大学人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター	平成17. 10. 1
金沢大学子どものこころの発達研究センター	平成19. 10. 1
福井大学教育学部附属教育実践総合センター	平成28. 4. 1
福井大学子どものこころの発達研究センター	平成24. 4. 1
山梨大学教育学部附属教育実践総合センター	平成28. 4. 1
信州大学教育学部附属教育実践総合センター	平成11. 4. 1
岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター	平成5. 4. 1
静岡大学教育学部附属教育実践総合センター	平成2. 6. 1
浜松医科大学子どものこころの発達研究センター	平成18. 4. 1
名古屋大学心の発達支援研究実践センター	平成27. 4. 1
愛知教育大学教育臨床総合センター	平成21. 10. 1
滋賀大学教育学部附属教育実践総合センター	平成12. 4. 1
京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター	平成10. 4. 1
京都教育大学特別支援教育臨床実践センター	平成22. 8. 1
大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所附属子どものこころの分子統御機構研究センター	平成24. 4. 1
大阪教育大学教職教育研究センター	平成24. 4. 1
兵庫教育大学発達心理臨床研究センター	平成11. 4. 1
神戸大学大学院人間発達環境学研究科 附属発達支援インスティテュート心理教育相談室	平成17. 4. 1
奈良教育大学特別支援教育研究センター	平成19. 3. 23
和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
鳥取大学地域学部附属子どもの発達・学習研究センター	平成26. 4. 1
島根大学教育学部附属学校学習生活支援研究センター	平成27. 4. 1
広島大学大学院教育学研究科附属心理臨床教育研究センター	平成14. 4. 1
広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター	平成14. 4. 1
山口大学教育学部附属教育実践総合センター	昭和62. 5. 21
山口大学大学院教育学研究科附属臨床心理センター	平成21. 4. 1
鳴門教育大学心身健康センター	平成22. 4. 1
高知大学教育学部附属教育実践総合センター	平成14. 4. 1
福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター	平成24. 11. 1
九州大学大学院人間環境学府附属総合臨床心理センター	平成17. 4. 1
佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター	平成14. 4. 1
長崎大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
熊本大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
大分大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター	平成14. 4. 1
琉球大学教育学部附属発達支援教育実践センター	平成21. 4. 1

#### 4 平成27年度特別支援学校等における医療的ケアに関する調査結果

(平成27年5月1日現在の状況)

##### (1) 特別支援学校における医療的ケアに関する調査結果

###### ① 対象幼児児童生徒数

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 <sup>※1</sup>	合計
通学生	46	2,997	1,488	1,404	5,935
訪問教育(家庭)	0	648	272	260	1,180
訪問教育(施設)	0	203	105	147	455
訪問教育(病院)	0	251	151	171	573
合計	46	4,099	2,016	1,982	8,143
在籍者数(名) <sup>※2</sup>	1,366	37,852	30,152	63,730	133,100
割合(%)	3.4%	10.8%	6.7%	3.1%	6.1%

※1 高等部の専攻科は除く。

※2 平成26年度学校基本調査による。

###### ② 行為別対象幼児児童生徒数

医療的ケア項目		計(名)	割合(%)
栄養	●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	1,996	23.5%
	●経管栄養(胃ろう)	3,796	
	●経管栄養(腸ろう)	144	
	経管栄養(口腔ネラトン法)	37	
	IVH中心静脈栄養	71	
	小 計	6,044	
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	4,068	68.9%
	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)	2,484	
	●気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引	2,273	
	気管切開部(気管カニューレ奥)からの吸引	1,237	
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	167	
	気管切開部の衛生管理	2,605	
	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	1,891	
	経鼻咽頭エアウェイの装着	170	
	酸素療法	1,505	
	人工呼吸器の使用	1,333	
小 計	17,733		
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	628	2.4%
その他		1,323	5.1%
合計(延人数)		25,728	100.0%
	●認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医ケア項目延べ数	12,277	47.7%
医療的ケアが必要な幼児児童生徒数		8,143	

※「●」は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。

###### ③ 幼児児童生徒数・看護師数等の推移

年度	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数(名)	教員数(名) ※2
	在籍校数(校)	幼児児童生徒数(名)		
平成18年度	553	5,901	707	2,738
平成19年度	548	6,136	853	3,076
平成20年度	575	6,623	893	3,442
平成21年度	600	6,981	925	3,520
平成22年度	607	7,306	1,049	3,772
平成23年度 <sup>※1</sup>	580	7,350	1,044	3,983
平成24年度	615	7,531	1,291	3,236
平成25年度	615	7,842	1,354	3,493
平成26年度	622	7,774	1,450	3,448
平成27年度	645	8,143	1,566	3,428

※1 岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外

※2 平成24年度からは、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数

(調査期日は平成24年度:10月1日現在、平成25～27年度:9月1日現在)

(2) 小・中学校における医療的ケアに関する調査結果

(平成27年5月1日現在の状況)

① 医療的ケアが必要な児童生徒数(名)

小学校			中学校			小・中学校計		
通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級	
262	433	695	39	105	144	301	538	839

② 行為別医療的ケアが必要な児童生徒数

医療的ケア項目		計(名)	割合(%)
栄養	●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	64	/
	●経管栄養(胃ろう)	150	
	●経管栄養(腸ろう)	9	
	経管栄養(口腔ネラトン法)	0	
	IVH中心静脈栄養	14	
	小計	237	
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	90	/
	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)	29	
	●気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引	166	
	気管切開部(気管カニューレ奥)からの吸引	65	
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	1	
	気管切開部の衛生管理	79	
	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	34	
	経鼻咽頭エアウェイの装着	3	
	酸素療法	93	
	人工呼吸器の使用	47	
小計	607	49.3%	
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	266	21.6%
その他	※上記項目以外で、小・中学校において児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為	120	9.8%
合計(延人数)		1,230	100.0%
●認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医ケア項目延べ数		479	38.9%
医療的ケアが必要な児童生徒数		839	

※「●」は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。

※ 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)を調査対象としている。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小・中学校において日常的に、看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である。(本人が行うものを除く)

※ 1人が複数の行為を要する場合は、それぞれ該当する項目に1名分ずつ計上する。よって、「②行為別医療的ケアが必要な児童生徒数」の計は延人数となる。

③ 児童生徒数の推移

	医療的ケア対象児童生徒			看護師数(名)※
	通常の学級数	特別支援学級数	児童生徒数(名)	
平成24年度	311	527	838	—
平成25年度	303	510	813	—
平成26年度	376	600	976	—
平成27年度	301	538	839	350

※看護師数は、平成27年度から調査集計している項目である。

## 5 平成28年度特別支援教育関係予算の概要

文 部 科 学 省

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	主 な 事 業 内 容 等
	(百万円)	(百万円)	
○特別支援教育の充実等	2,718	2,611	1 インクルーシブ教育システム推進事業費補助 2 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 3 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 4 入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 5 学習上の支援機器等教材活用促進事業 6 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 7 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 8 その他 特別支援教育に関する実践研究充実事業等
○特別支援教育就学奨励費負担等	11,583	12,909	特別支援教育就学奨励費 (支給対象費目)教科用図書購入費, 通学費, 寄宿舎居住費, 学用品購入費 等 特別支援教育体制整備の推進
○特別支援教育設備整備費等補助	5	7	私立特別支援学校等の設備整備費補助 (補助対象設備) 特別支援学校設備, スクールバス, 重複障害教育設備 等
○義務教育費等国庫負担金	104,104	106,290	義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与費等の負担 (公立特別支援学校の小・中学部分)
○公立学校施設整備	-	-	公立特別支援学校の施設整備(新增改築、改造)に対する国の負担等
○私立高等学校等経常費助成費等補助	6,346	7,120	私立特別支援学校、幼稚園等の運営費補助
○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費等	1,140	1,188	運営費交付金、施設整備費補助金
○前年度限りの経費 (緊急スクールカウンセラー等派遣事業)	14	0	障害のある子どもへの支援のための外部専門家の派遣 (東日本大震災復興特別会計)
合 計	125,910	130,125	

注) 特別支援教育関係予算として特定化できないものは「-」で示してある。

# 特別支援教育の充実

～障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実～

平成28年度予算額 156億円（平成27年度予算額145億円）

就学前

学校教育

自立と社会参加

(インクルーシブ教育システムの推進・早期支援)

## ○【新規】インクルーシブ教育システムの推進 1,095百万円（新規）

### ◆インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等（早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師）の配置及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。 [補助率1/3]

- ・早期支援コーディネーター 94人 ・合理的配慮協力員 282人
- ・外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等） 428人 ・看護師 1,000人
- ・体制整備補助 350地域

### ◆インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター（仮称）」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究（地域実践研究事業）、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金）



(教職員の専門性向上)

## ○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 56百万円（56百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施する。

- ◆指導者養成講習会等の実施 27箇所



(発達障害に係る支援)

## ○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円（586百万円）

### ◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業 63百万円

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

### ◆【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12箇所

- ◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
- ◆発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置
- ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

(入院児童生徒等への支援)

## ○【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 78百万円（新規）

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 9箇所

(学習上の支援及び教材の開発)

## ○学習上の支援機器等教材活用促進事業 445百万円（497百万円）

- ◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所
- ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



(高等学校段階における支援)

## ○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 343百万円（388百万円）

- ◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 30箇所・就職支援コーディネーター 約30人配置
- ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



(就学の支援)

## ○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 12,909百万円（11,583百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。 [補助率1/2]

- ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直しの学年進行対応）

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 50人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

# インクルーシブ教育システム推進事業費補助

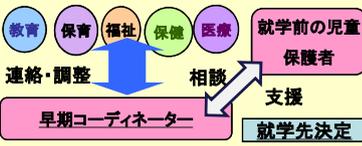
平成28年度予算額 1,001百万円(新規)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が、①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置、及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。

## I 特別支援教育専門家等配置

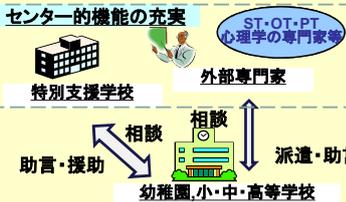
### ①早期支援コーディネーター

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う。(94人)



### ③外部専門家

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。(428人)



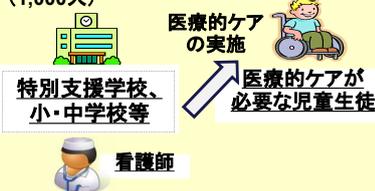
### ②合理的配慮協力員

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。(282人)



### ④医療的ケアのための看護師

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。(1,000人)



## II 特別支援教育体制整備の推進

・インクルーシブ教育システム推進のための体制整備を推進することにより、合理的配慮の質的向上を図ることを目的とする。

### ①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。



### ②研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。

・担当教員としての専門性の向上のための研修。



補助率: 1/3

補助対象者: 都道府県・政令指定都市・中核市(市区町村は間接補助)

## (特総研)インクルーシブ教育システム推進センターの設置

(新規) 平成28年度予算額: 94,063千円

### インクルーシブ教育システム推進センター(仮称)

インクルーシブ教育システムに関する特総研内のリソースを一元化し、研究から普及、実践支援を効果的に推進

実践研究班  
(地域実践研究事業)

海外調査班  
(国際情報集積発信事業)

情報発信・普及班  
(インクルDBの充実等)

ニーズの収集

成果を還元

教育委員会、学校、関係団体等

成果は特総研が行う研修事業にも反映

基幹研究

インクルーシブ教育システムの普及・定着と学校現場における実践を強力に推進

### これまでの取組

#### 中期特定研究

#### インクルーシブ教育システムに関する研究

- ・専門性と研修カリキュラム開発に関する研究(H23~24)
- ・特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究(H23~24)
- ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに関する実際的な研究(H25~26)

#### 特別支援教育におけるICTの活用に関する研究

- ・デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査研究(H23)
- ・デジタル教科書・教材のガイドラインの検証(H24~25)
- ・特別支援学校(視覚障害)における教材教具の活用及び情報の共有化に関する研究(H24~25)
- ・特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究(H24~25)

# 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

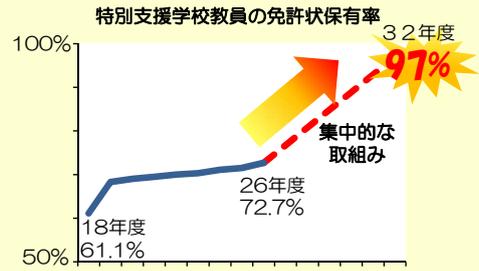
(平成27年度予算額 56百万円)  
平成28年度予算額 56百万円

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようになるためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

## これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

(平成27年12月中央教育審議会)

- 特別支援学校の教員は（中略）これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められている。
- このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、**平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。**
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。



## 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。

そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を**大学・都道府県等教育委員会**に委託、受講機会の拡大を図る。

H28年度 H27年度  
対面講習 : 25箇所 ← 25大学  
(大学又は教育委員会)  
通信講習 : 2大学 ← 2大学



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実  
**インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進**

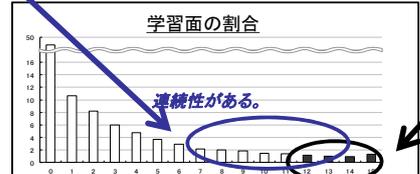
## 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

### 背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)** 程度の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。** (平成24年12月文部科学省調査)
- ② 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要。**
- ③ 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要。**
- ④ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要。**

著しい困難を示す場面	推定値
<b>学習面又は行動面</b>	<b>6.5%</b>
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



### ◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

#### (事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など

### ◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター約45人配置)

#### (事業内容)

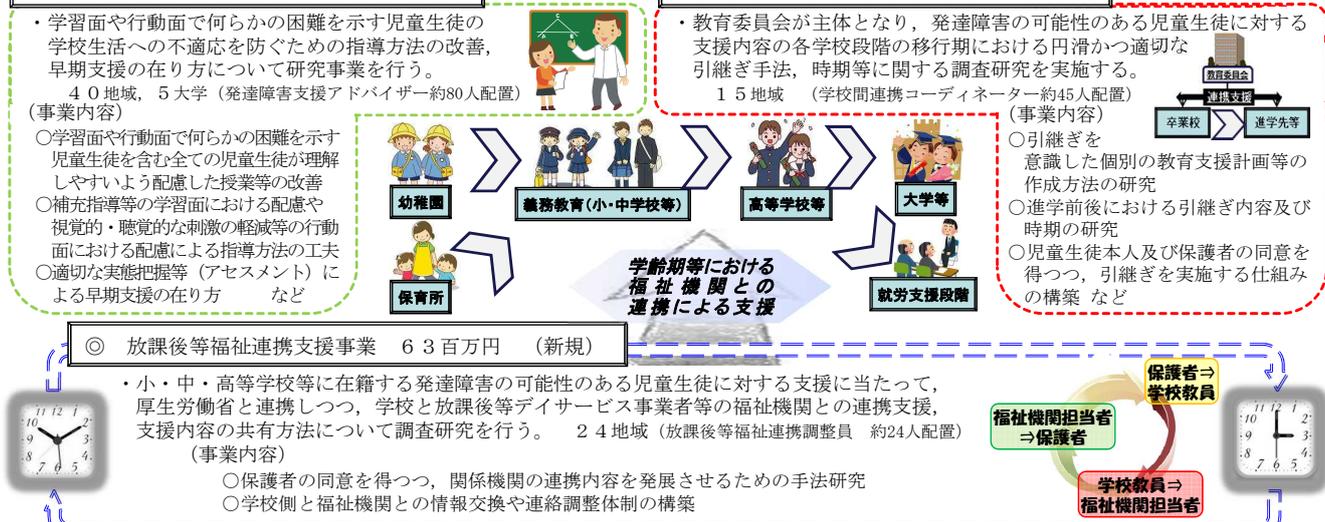
- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など

### ◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円 (新規)

・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。 24地域(放課後等福祉連携調整員 約24人配置)

#### (事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築



# 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

②発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

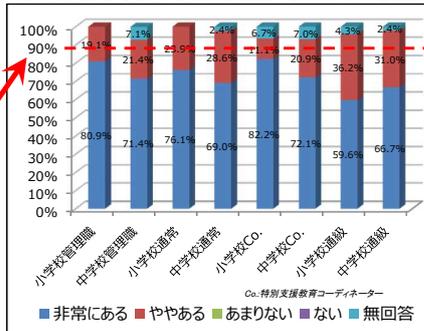
平成28年度予算額

100百万円(平成26年度予算額 134百万円)

## 背景

- ① 全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、**教員養成段階で身に付けることが求められ、現職教員については、研修の受講等により専門性の向上を図ることが求められている。**
- ② 特別支援学級や通級による指導の担当教職員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教職員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教職員が効果があると認識**（平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査）。
- ③ そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教職員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められるとともに、引き続き、**大学の教員養成課程及び現職教員に対する知識・技能の向上**が求められている。

＜質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答＞



## ◎ 通級による指導担当教職員等専門性充実事業 42百万円(新規)

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教職員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について12地域

### (事業内容)

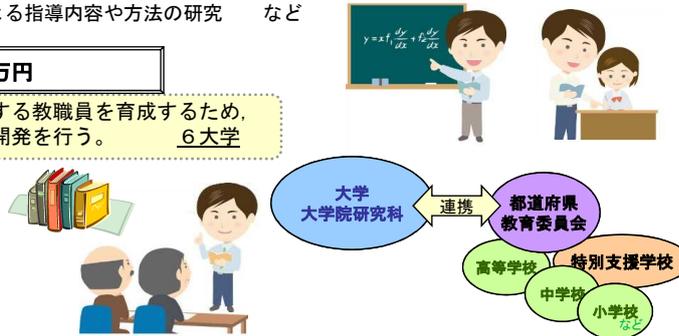
- 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教職員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究
- 発達障害の通級による指導における各教科の補充指導方法の研究
- 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害以外の発達障害の通級による指導内容や方法の研究 など

## ◎ 教職員育成プログラム開発事業 58百万円

・学校現場における発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。6大学

### (事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



# 入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

平成28年度予算額 78百万円(新規)

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。

## 病气やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)



(主な理由)  
 ・治療に専念するため/体調優先  
 ・病状が重症であるため  
 ・精神的疾患により、病院側から交流を避けるよう指示があったため  
 ・感染症対策の観点から、病室への入室が禁止されているため  
 ・本人・保護者が治療の優先を希望したため  
 ・入院期間が短く、不定期・断続的であるため  
 ・病院が遠方であるため  
 ・指導教員・時間の確保が難しかったため

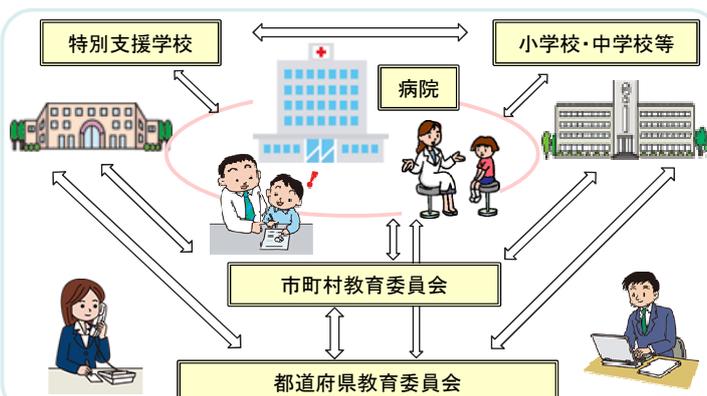
○長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ(平成25年度実績)

## 入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

### ＜事業内容＞ 9地域(都道府県・政令指定都市等)

- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
- 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
- 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
- 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究



# 学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成28年度予算額 305百万円（平成27年度予算額360百万円）

- ① 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ② このため、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③ 一方で、障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にある。

## 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。



【開発件数：9件】

番号	支援機器等教材の対象障害種 ＜開発分野＞
①	視覚障害
②	聴覚障害・言語障害
③	知的障害
④	肢体不自由
⑤	病弱
⑥	自閉症
⑦	情緒障害
⑧	学習障害・注意欠陥多動性障害
⑨	重複障害等

## 支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

# 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

平成28年度予算額 343百万円（平成27年度予算額：388百万円）

### 趣旨

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、高等学校における「特別の教育課程」編成に関する研究とともに教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

### ①キャリア教育・就労支援等の充実事業

高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を一層充実。

- ・30地域を指定(特別支援学校1校、高等学校1校程度)
- ・就職支援コーディネーターを配置
- ・企業等での教員の研修を実施
- ・現場実習などの就業体験の充実
- ・授業の改善・充実 等



### ②個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施。

- ・25地域を指定(高等学校1校程度)
- ・自立活動等担当教員を配置
- ・自立活動を取り入れた特別の教育課程の研究(※現行の教育課程の基準によらない)
- ・一斉授業の改善・工夫(理解しやすい授業づくり等)
- ・得意分野を伸ばす教科指導等の充実 等



## 高等学校段階における特別支援教育の充実

自立・社会参加の加速化



# 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成28年度予算額:81百万円(前年度予算額147百万円)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められている所である。また、共生社会実現のためには、交流及び共同学習について推進を図ることとされている。この度、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、これを契機として、**障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、一緒に障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。**

## 障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

地域の取組を総合的に支援  
(都道府県・市町村教育委員会等)

### ■障害者スポーツ体験学習

共に障害者スポーツを体験することで、相互理解を深め、人間の多様性の尊重や豊かな社会性の育成につなげる。  
また、障害のある子供が障害者スポーツに取り組むことにより、障害者スポーツをより身近なものとして感じ、今後の交流につなげる。



車椅子卓球

ボッチャ

### ■障害者アスリート等との交流

障害者アスリートや義肢装具士などの用具作成に携わる専門家を学校等に招き、アスリートと交流する機会を設ける他、用具等に施された様々や技術・工夫を学び障害者を支える仕事に触れることを通じ障害に対する理解を深める他、社会参加の在り方を考察する。



チェアスキー

ブラインドサッカー



車椅子カーリング

委託

文部科学省

●委託先件数  
25箇所

- ※モデル地域の設定(以下のいずれかを主たる研究事項とする)
- ①特別支援学校と幼、小・中・高等学校等との交流及び共同学習
  - ②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習
- ※「交流及び共同学習」の機会については、体育を含めた各教科や「総合的な学習の時間」等での取組が考えられる。

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す

## 障害のある子供の「気づき」の段階からの支援に関する全国実態調査

平成28年度予算額 10百万円(新規)

### 1 概要

特別支援教育の推進により就学前における乳幼児健診をはじめ、子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、障害のあるあるいはその可能性がある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐ等といった、「気づき」の段階からの支援を充実することが求められている。

一方、義務教育段階と異なり、幼児期の子供については、幼稚園、保育所、認定こども園等の多様な学びの場があり、障害がある子供についても療育センター等の多様な学びの場がある。これらの学びの場でどのような障害のある子供がどのような障害に配慮した教育を受けているのか全国的な実態把握と整理がされていない。

そのため、適切な教育支援につなげる等、今後の施策の効果的な実施に資することを目的として、障害の可能性のある幼児期の子供に対する教育支援体制、支援内容及び教育等の場について、実態把握を行う。

### 2 調査内容

#### (1) 調査対象

幼稚園(約13,000箇所)

保育所(約23,000箇所)

認定こども園(約3,000箇所)

#### (2) 調査項目(主なもの)

障害の可能性のある子供の早期発見状況

障害の可能性のある子供の早期支援内容

療育センター等の福祉機関の活用の有無

療育センター等の福祉機関の活用時間

療育センター等の福祉機関との連携内容

## 1 趣旨

- 特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度であったり、複数の障害を併せ有する者が在籍したりするなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。これらの児童生徒等が自立し社会参加していくためには、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図った指導内容・方法の改善を図る必要がある。また、小・中学校においては、様々な障害のある児童生徒等に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。また、平成21年に改訂した学習指導要領等については順次実施に移されてきたところであるが、その定着のためには新しい内容に即した指導方法の改善・充実が求められる。
- 加えて、障害のある子どもについては、学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域における支援を含めた多面的な支援体制を構築することが重要である。そこで、NPO等民間団体における障害児教育支援活動について、特に課題とされている分野への活動の促進等を図り、その成果を普及する。



## 2 内容

- (1) 特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究の推進  
障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた指導内容・方法の改善を図る観点から、全国の特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成等について実践的な研究を行い、その成果を全国に普及するとともに、次期学習指導要領の改訂に必要な資料を得る。
- (2) 特別支援教育に関するNPO等の活動・連携に関する実践研究  
障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、発達障害児への学習支援等に課題とされている分野等に関する研究を委託し、その研究成果を普及する。



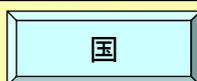
# 特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成28年度予算額 12,909百万円（平成27年度予算額 11,583百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
(根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律)

- **特別支援教育就学奨励費 負担金** 6,361百万円（6,318百万円）  
・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 補助金** 5,953百万円（4,706百万円）  
・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助  
・ 公私立の小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 交付金** 595百万円（559百万円）  
・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助  
・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

### 特別支援教育の振興



補助・交付

地方公共団体  
国立大学法人

### 教育の機会均等の確保

補助対象経費  
・教科書購入費  
・学校給食費  
・交通費

援助  
経済的負担を軽減

・修学旅行費  
・寄宿舎居住経費  
・学用品費 など

保護者



就学



障害のある子供



### 特別支援学校、小・中学校



# 特別支援教育就学奨励費の拡充

※平成26年度高等部入学者から学年進行で拡充(平成28年度完成)

## ●高等部の学用品購入費を拡充

・ICT機器の急速な進展に伴い、学用品として比較的高額なICT機器(例えば、携帯用会話補助装置、携帯型拡大読書器等)を使用することが多くなっている現状を踏まえ、保護者の負担が軽減できるように補助対象限度額を見直す。



・従来の「学用品・通学用品購入費」の補助対象限度額に、**50,000円**を加算する。

	保護者等の収入等による支弁区分	学用品・通学用品購入費補助対象限度額	ICT機器等を購入した場合の加算額
高等部 (本科・別科)	I	31,690円	<b>50,000円</b>
	II	15,845円	<b>50,000円</b>
	III	—	<b>50,000円</b>



## ●高等部の交通費の補助対象範囲等を拡大

・交通費(実費)の補助の対象範囲及び補助の割合を小・中学部と同様に措置。



	保護者等の収入等による支弁区分	通学費	通学の付添人経費(肢体不自由・重度・重複障害の生徒)	帰省費	帰省の付添人経費(肢体不自由・重度・重複障害の生徒)	職場実習交通費	交流及び共同学習交通費
高等部 (本科・別科)	I	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	II	1/2→ <b>10/10</b>	1/2→ <b>10/10</b>	1/2→ <b>10/10</b>	1/2→ <b>10/10</b>	1/2→ <b>10/10</b>	1/2→ <b>10/10</b>
	III	0→ <b>10/10</b>	0→ <b>10/10</b>	0→ <b>10/10</b>	0→ <b>10/10</b>	0→ <b>1/2</b>	0→ <b>1/2</b>

## 時代の変化に対応した新しい教育や学校が抱える喫緊の課題等に対応する教職員指導体制の充実

《義務教育費国庫負担金》 平成28年度予算額：1兆5,271億円(対前年度 ▲13億円)

- ・教職員定数の改善増 +11億円(+525人)
- ・少子化等に伴う定数減 ▲85億円(▲4,000人)
- ・教職員の若返りによる給与減等 ▲170億円
- ・人事院勧告に伴う給与改定 +231億円

【復興特別会計】

被災した児童生徒のための学習支援として1,000人(前年同)の加配措置

○ **小学校専科指導**や**アクティブ・ラーニング**など時代の変化に対応した新しい教育に取り組むとともに、特別支援教育やいじめ・不登校への対応、貧困による教育格差の解消、外国人児童生徒への日本語指導など**学校が抱える喫緊の教育課題への対応が急務**。

➡ **少子化の中にあっても、増加する教育課題に的確に対応する加配定数を拡充**

### 加配定数の改善 +525人

#### 1. 創造性を育む学校教育の推進 190人

- ①小学校における専科指導の充実 : 140人  
・小学校英語、理科、体育等の専科指導、小中一貫校における専科指導の充実
- ②アクティブ・ラーニングの推進 : 50人  
・効果的な指導方法、カリキュラム開発等の研究の拠点となる学校に対する加配措置



#### 2. 学校現場が抱える課題への対応 235人

- ①特別支援教育の充実 : 50人
- ②いじめ・不登校等への対応 : 50人
- ③貧困による教育格差の解消 : 50人
- ④外国人児童生徒等への日本語指導 : 25人
- ⑤統合校・小規模校への支援 : 60人  
・統合前1年～統合後5年間支援。小規模校における質の高い学校教育に向けた支援。



#### 3. チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実 100人

- ①学校マネジメント機能の強化 : 80人  
・主幹教諭、事務職員の拡充
- ②養護教諭・栄養教諭等の充実 : 20人

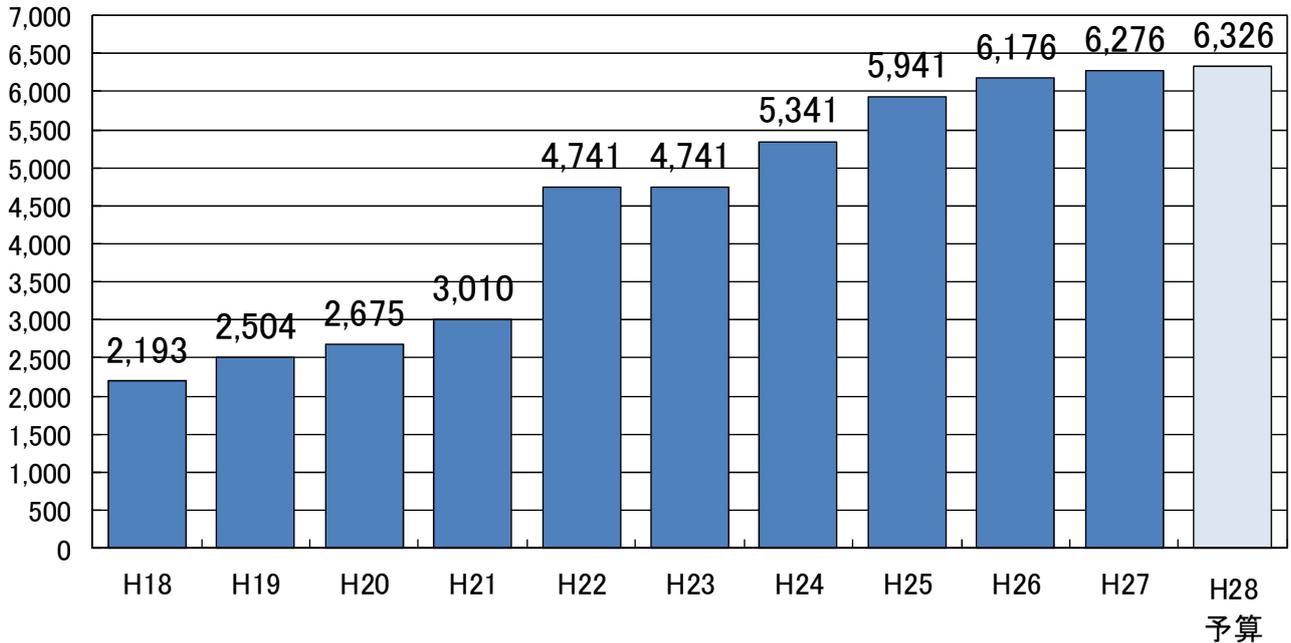


※このほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、補習等のためのサポートスタッフなどの配置を拡充(補助金等の拡充)

## 特別支援教育対応の教職員加配定数の推移

○ 平成28年度予算における特別支援教育対応の加配定数は、6,326人

特別支援教育対応の教職員加配定数の推移



## 特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

### 1. 新增築事業

- 学校建物を新築もしくは増築するもの
 

公立学校施設整備費負担金（小・中学部）	負担割合 1 / 2※
学校施設環境改善交付金（幼・高等部）	算定割合 1 / 2
※都道府県立の養護特別支援学校	5. 5 / 10
※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）	5. 5 / 10



### 2. 改築事業

- 構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの
 

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合 1 / 3※
※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）	5. 5 / 10



### 3. 改造事業

- 既存の学校建物の内外装の様式替えや用途変更を行うもの（老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など）
 

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合 1 / 3※
※財政力指数1.00超の地方公共団体は2 / 7	
- 既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するもの（余裕教室や廃校等の様式替えなど）
 

学校施設環境改善交付金により措置	算定割合 1 / 3
------------------	------------



# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成28年度	平成27年度
幼稚園【拡充】	6,500人	5,600人
小・中学校【拡充】	46,800人	43,600人
高等学校	500人	500人
合計	53,800人	49,700人

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

# 平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置

## 背景

学習指導要領は、これまで概ね10カ年ごとに改訂されており、その改訂に併せて整備基準を改定してきたところである。

今回の新学習指導要領に併せて、文部科学省では、各教育委員会、各学校で教材を整備する際の「参考資料」として、平成23年4月、「教材整備指針」を示したところである。

## 対応

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」  
〈平成24年度から33年度までの10年間〉

### 年次計画額

単年度措置額(普通交付税)約800億円(10カ年総額 約8,000億円)  
(小学校:約500億円、中学校:約260億円、特別支援学校:約40億円)

### 積算内容

- 「教材整備指針」(平成23年4月通知)に基づく例示教材等の整備に必要な経費を積算。
  - (1)既に学校が保有している教材について、更新に必要な経費
  - (2)新学習指導要領に対応するため、外国語活動(小学校)、武道の必修化(中学校)及び和楽器整備等(中学校)の整備に必要な経費
  - (3)特別支援教育の指導に必要な経費
  - (4)少額理科教材(理科教育等設備整備費補助金の対象とならないもの)
  - (5)技術革新に伴う電子黒板、地上デジタルテレビ等

Ⅲ 負担事業等の内容

1. 負担金等の対象となる経費

(1) 負担金、補助金及び交付金の対象となる経費は、次のとおりである。

特別支援教育就学奨励費負担割合一覧

区分	特別支援学校															小・中学校								
	幼稚部			小学部			中学部			高等学校						特別支援学級			通常の学級 (令22条の3)					
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	本科・別科			専攻科			I	II	III	I	II	III			
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-	-	-	-			
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	-	-			
交通費	通学費	本人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	
		付添中	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-								
		付添いのため	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-								
	通乗費	本人	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	-	-	-	
		付添中	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	
		付添いのため	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	
	省費	4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	-	-	-	
		職場実習費(交通費)	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	1/2	中学校 10/10	中学校 1/2	中学校 10/10	中学校 1/2
		交流及び共同学習費	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	10/10	1/2
	寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日用品等購入費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
食費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
修学旅行	本人経費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	
	付添人経費	-	-	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-											
	本人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	
	付添人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
学旅行	校外活動等参加費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-		
	職場実習宿泊費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
学用品購入費	学用品・通学用品購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(ICT)	(ICT)	(ICT)	-	-	-	1/2	-	1/2	-	
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	

(注) 1 網掛け( )の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。交付金分は、負担金分と補助金分を合わせた分である。  
 2 表中「令22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒が対象である。  
 3 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。  
 4 表中「肢」は肢体不自由の児童・生徒、「重」は重度・重複障害を有する児童・生徒である。  
 5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児、児童又は生徒を送迎するために保護者が単独で往復する場合である。  
 6 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。  
 7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費(加算分)である。